

最近法規情報

2023年4月に公布された主な法規

金誠同達律師事務所

1.「中華人民共和国スパイ防止法」

(全国人民代表大会常務委員会より2023年4月26日に公布)

リンク: http://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm

十四回全国人民代表大会常務委員会第二次会議においては4月26日、スパイ防止法改正草案が議決を通じて可決された。新たに改正されるスパイ防止法は2023年7月1日から施行される。スパイ防止法の改正は、新たな情勢の下における総体的国家安全観念の実施とスパイ防止上の取組みの強化の面における必要性に応じた潜入防止・顛覆防止・機密窃取防止の取組みの推進と国家の安全の確保に向けた有力な法治の保障である。内容の面から見てみると、新たに改正されるスパイ防止法においては、六つの大きな注目ポイントがあり、これらの点には留意を要する。

一、中国共産党第二十回全国代表大会の会議における主旨の貫徹および実施、中国共産党中央委員会のスパイ防止業務に対する集中的かつ統一的な指導の更なる強化、国家の階層におけるスパイ防止業務の連携メカニズムの確立および整備、国家安全機関職員の計画的な政治研修受講義務の明確化

二、スパイ行為の定義の完全化(新たに改正されるスパイ防止法においては「スパイ組織およびその代理人に依存した生活」、「国家機関、機密組織、重要情報インフラ等を対象とするサイバー攻撃の実施」などの行為がスパイ行為に該当するという旨が明確にされている。)、第三国を対象とするスパイ行為の増加

三、安全警備規定の完全化、国家機関、社会組織などのスパイ防止の面における安全警備上の主体責任の明確化

四、スパイ防止調査上の対応措置の完全化、スパイ防止行政法執行上の職権の増加、発見されたサイバーセキュリティリスク等に対する報告および対応措置の増加、国家の機密・情報に対する鑑定評価メカニズムの増加

五、スパイ防止業務に対する保障および監督の強化、関係者に対する保護、救済、補償、適切な手配、慰藉、優遇、研修などの提供に関する規定の増加、スパイ防止の分野における科学技術革新の奨励および科学技術のスパイ防止業務上の役割の発揮に関する規定の増加

六、法的責任の完全化、行政処罰の適用状況の拡大、スパイ行為に係る軽微な違法行為に対する過料・勾留などの行政処罰の明確な規定、面談、報告、けん責、許可証書の一時的な留置または取消しなどの処罰の種類増加、スパイ行為の実施に向けた他者のほう助に対する法的責任の明確化

2.「工業製品生産組織品質安全主体責任実施監督管理規定」

(国家市場監督管理総局より2023年4月4日に公布)

リンク: https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202304/t20230410_354488.html

工業製品生産組織の製品品質安全主体責任実施に対する督促、生産組織の主要責

任者の製品品質安全責任の強化、ならびに品質安全管理人員の行為の規範化を目的とし、市場監督管理総局は4月4日、「工業製品生産組織品質安全主体责任実施監督管理規定」(以下「規定」)を公布した。「規定」は2023年5月5日から施行されている。「規定」の主な内容には、製品品質安全主体责任実施の適用範囲、中華人民共和国の国内の工業製品生産許可の面における強制的な製品認証管理の実施、人身の健康および生命または財産の安全に係る強制的な国家基準要求のある製品生産組織の主要責任者・品質安全総監・品質安全担当者による製品品質安全責任の法的な実施行為、これに対する監督管理、ならびに組織責任体系の整備が含まれている。「規定」によると、工業製品生産組織は、製品品質安全管理制度を確立および整備し、主要責任者は、自らの組織の製品品質安全業務に対する全面的な責任を負担し、主要責任者の製品品質安全管理業務の遂行に協力する品質安全総監と品質安全担当者を法により配置しなければならないものと定められている。

3.「生成AIサービス管理弁法」(意見募集稿)を公布

(国家インターネット情報弁公室より2023年4月11日に公布)

リンク:http://www.cac.gov.cn/2023-04/11/c_1682854275475410.htm

生成AI技術の健全な発展と規範的な応用の促進を目的とし、「サイバーセキュリティ法」等の法令に基づき、国家インターネット情報弁公室は4月11日、「生成AIサービス管理弁法(意見募集稿)」(中国語:「生成式人工智能服务管理办法」。以下「意見稿」)を起草し、目下社会からの意見を公募している。意見のフィードバック期限は2023年5月10日までとされている。

意見稿における生成AIとは、アルゴリズム・モデル・規則に基づいてテキスト、画像、音声などのコンテンツを生成する技術をいう。意見稿の第6条においては、生成AI製品を利用したサービスの公衆への提供前には「世論属性・社会的動員能力保有インターネット情報サービスセキュリティ評価規定」(中国語:「具有舆论属性或社会动员能力的互联网信息服务安全评估规定」)に従ってセキュリティ評価を国家インターネット情報弁公室に申請し、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」(中国語:「互联网信息服务算法推荐管理规定」)に従ってアルゴリズムの届出手続や変更・抹消届出手続などの義務を履行しなければならないものと規定されている。また、第15条においては、運営中に見つかり、またはユーザーが報告する本弁法の要求を満たさずに生成されたコンテンツに対しては、コンテンツのフィルタリング等の措置を採択するほかにも3か月以内にモデル合理化トレーニング等の方法を通じて再度の生成を防止しなければならないという旨が規定されている。

4.国家インターネット情報弁公室等の八部門、「IPv6 技術移行の推進およびイノベーションを応用した発展に関する実施意見」を共同で通達

(国家インターネット情報弁公室等の八部門より2022年4月24日に公布)

リンク:http://www.cac.gov.cn/2023-04/24/c_1683979081413287.htm

国家インターネット情報弁公室等の八部門は4月24日、「IPv6技術移行の推進およびイノベーションを応用した発展に関する実施意見」(以下「実施意見」)を共同で通達した。「実施意見」においては2025年の年末までのIPv6技術への移行およびイノベーションの

応用をめぐる顕著な成果の取得、ネットワーク技術の革新能力の明確な増強、「IPv6 プラス」等のイノベーション技術の応用範囲の更なる拡大、ならびに重点業界における「IPv6 プラス」融合応用水準の大幅な向上という目標が提起されている。このほかにも「実施意見」においては、IPv6 移行技術体系の構築、IPv6 移行イノベーション産業基盤の強化、IPv6 インフラへの移行と発展の加速、「IPv6 プラス」の業界における融合と応用の深化、セキュリティ保障能力の向上などの五つの面をめぐる 15 項の重点任務が手配されている。

5.北京市インターネット情報弁公室、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦コンプライアンスガイド」を公布

(北京市インターネット情報弁公室より 2022 年 4 月 26 日に公布)

リンク: <https://mp.weixin.qq.com/s/mg320qThDIPjyruFc2F06A>

サービス企業プラットフォームの法に準じた発展の更なる支持ならびにアルゴリズムによる業務規範化常態化の管理の推進を目的とし、北京市インターネット情報弁公室は、関連の研究機構、政府シンクタンクおよびプラットフォーム企業と共同で「北京市インターネット情報サービスアルゴリズム推薦コンプライアンスガイド(2023 年版)」(中国語:「北京市互联网信息服务算法推荐合规指引(2023 年版)」)。以下「コンプライアンスガイド」を編成した。「コンプライアンスガイド」においてはアルゴリズムのライフサイクル、アルゴリズムの類型およびアルゴリズム応用の状況という三つの次元におけるインターネット情報サービスアルゴリズムセキュリティの一般要求と特定要求が提起されており、アルゴリズム推薦サービス提供者による責任と義務の正確な把握、業務規範の明確化、管理制度の整備、運営規則の完全化、および技術手段の強化が重点的に誘導されている。

6.天津市人的資源社会保障局、「天津市特別労働時間制度行政許可管理弁法」の通達に関する通知

(天津市人的資源社会保障局より 2023 年 4 月 29 日に公布)

リンク:

https://hrss.tj.gov.cn/zhengwugongkai/zhengcezhinan/zxwjnew/202305/t20230504_6229863.html

天津市人的資源社会保障局は 2023 年 4 月 29 日、「天津市特別労働時間制度行政許可管理弁法」(以下「管理弁法」)を通達した。「管理弁法」においては、特別労働時間制度には変形労働時間制とフレックスタイム制が含まれている旨が規定されている。変形労働時間制は業務の性質により連続的な作業が特別に必要となる職位、または季節・自然の条件制限を受けて集中的な作業が必要となる職位を対象として採用される週、月、四半期、半年、年などを周期とする労働時間を総合的に計算する一種の労働時間制度であり、その一日当たりの平均労働時間と一週当たりの平均労働時間は、法定の標準労働時間と基本的には一致していなければならない。フレックスタイム制は生産の特徴、業務の特別な必要性または職責の範囲の関係により標準労働時間のおりには評定することができず、または機動性のある作業が必要となる職位を対象として採用される一種の労働時間制度である。使用者は特別労働時間制度の行政許可を申請するに当たっては、主要経営拠点の所在地における区の行政認可部門に届出を提出しなければならないものとされている。